

# 兵庫教育大学附属小学校教育研究会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は、兵庫教育大学附属小学校研究会と称し、所在地は、兵庫県加東市山国2013-4とする。

第2条 本会は、会員相互の研究活動を深め合うとともに、よりよい授業実践のあり方を探究することを目的とする。

## 第2章 事業

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究会の案内および研究紀要の配布
- (2) 会誌および研究書籍の刊行
- (3) 会員の研究に資する情報の提供
- (4) 総会の開催
- (5) その他、本会の目的に資する事業

第4条 総会は、研究会開催時に行うことを原則とする。

## 第3章 会員

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 兵庫教育大学附属小学校教員および元教員
- (2) 本会の目的に賛同する個人ならびに団体

第6条 会員は、会費として年額3000円を納入するものとする。過去5年にわたって（当該年度を含む）会費の納入を怠った場合は、会員としての資格を失う。

第7条 会員は、次の条件を満たした場合、名誉会員となり、会費を納入しなくてもよいことにする。

- (1) 年齢が満60歳を超えた場合
- (2) 会員となった年から数えて20年を超えた場合

第8条 第7条の規定を満たした会員には、名誉会員となる通知を送付し、その趣旨を伝えることにする。

## 第4章 役員

第7条 本会の事業を運営するために次の役員をおく。

- (1) 会長 1名 兵庫教育大学附属小学校校長を会長に充てる。会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長 2名 1名は兵庫教育大学附属小学校副校長を充てる。もう1名は、現在、附属小学校に勤務する者以外の会員の中から、理事の推薦する者を充てる。副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その任務を代行する。
- (3) 理事 若干名 会長から推薦された会員を理事に充てる。理事は、必要に応じ、本会の運営について協議する。
- (4) 監査 1名 会長が、兵庫教育大学附属小学校教員以外の会員の中から委嘱する。監査は本会の会計を監査する。任期は3年とし、再任は妨げない。

## 第5章 会計

第8条 本会の経費は、年額会費、出版物の収益、ならびにその他の収入を持って充てる。

第9条 本会の会計年度は、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。

## 第6章 事務局

第10条 本会の事務局は、兵庫教育大学附属小学校におく。

第11条 事務局の運営一切は、兵庫教育大学附属小学校教員若干名があたる。

## 第7章 慶弔費

第12条 教育研究会会員本人が死亡した場合には、事務局で協議し、これに対応することとする。

付則

- ・本会則は、昭和61年3月より施行する。

付則

- ・この改正会則は、昭和63年6月2日より施行する。

付則

- ・この改正会則は、平成元年5月31日より施行する。

付則

- ・この改正会則は、平成6年1月28日より施行する。

付則

- ・この改正会則は、平成9年1月31日より施行する。

付則

- ・この改正会則は、平成16年1月30日より施行する。

付則

- ・この改正会則は、平成18年2月2日より施行する。

付則

- ・この改正会則は、平成19年2月1日より施行する。

付則

- ・この改正会則は、平成21年1月30日より施行する。